

翻 訳

カイ・P・ロデグラ著「クルーズの場合の 旅行法に関するヴェルツブルク表」(1)

高 橋 弘 訳

ここに、ドイツのヴェルツブルク市のカイ・P・ロデグラ弁護士 (RA Kay P. Rodegra) が、ドイツの下級審判例に則してクルーズの場合の旅行法上の諸問題と当該苦情事例の処理とを表にして MDR 2012 年特別号に 23 頁にわたって掲載した「クルーズの場合の旅行法に関するヴェルツブルク表」を翻訳掲載する。この翻訳掲載に際しては、ドイツの月刊民事法実務雑誌 MDR (Monatschrift fuer Deutsches Recht) を発行している出版社 Verlag Dr. Otto Schmidt, Koeln (MDR 編集責任者 RAin Arabella Schreiber 氏) の許可を得た。なお、同弁護士は、ブレーメンハーフェン大学の旅行法・航空法講師でもある。

「I はじめに」での注は注番号のみを記載している。また、表中の出典においては、特に必要のない限り、当該事件番号の記載を省略した。なお、AG は簡裁、LG は地裁、OLG は高裁、KG はベルリン高裁を意味している。

Ich danke herzlich dem Verlag Dr. Otto Schmidt, Koeln, der mir erlaubt hat, die "Wuerzburger Tabelle zum Reiserecht bei Kreuzfahrten von RA Kay P. Rodegra, MDR Sonderheft 21/2012" ins Japanische zu uebersetzen und im Hiroshima Law Journal zu veroeffentlichen.

Ferner muss ich hier auch Herrn RA Kay P. Rodegra und Frau RAin MDR-Verantwortlichen Redaktuerin Arabella Schreiber fuer ihren netten Hilfen herzlich

danken.

Prof. Hiroshi Takahashi, Hiroshima

カイ・P・ロデグラ著「クルーズの場合の旅行法に関するヴェルツブルク表」
RA Kay P. Rodegra, Wuerzburger Tabelle zum Reiserecht bei
Kreuzfahrten, MDR Sonderheft 21/2012

目次

- | | | | |
|-----|------------------------------|-----|--------------------|
| I | はじめに | b) | 船室の設備 |
| 1 | パック旅行 | aa) | 設備の欠如 |
| 2 | 旅客の請求権 | bb) | 瑕疵ある設備 |
| 3 | 旅客対応への助け | c) | 船室からの眺望 |
| II | 表 | 5 | 船の設備 (以上、本号) |
| 1 | クルーズの開始前 | 6 | クルーズの間—船上で (以下、次号) |
| a) | 旅客による旅行解除 | a) | 騒音と振動 |
| b) | 旅行解除費用保険 | b) | 臭気と清潔 |
| c) | 給付の変更等 | c) | 食事とサービス |
| d) | 入国規定 | d) | 従業員 |
| 2 | クルーズ船への到着旅行/
クルーズ船からの帰路旅行 | e) | 同行者 |
| a) | バス | f) | 罹病 |
| b) | 航空便 | g) | 船上での事故 |
| aa) | 遅延/中止 (キャンセル) | h) | 犯罪 |
| bb) | 飛行ルート | i) | 船客心得・居住者心得 |
| cc) | 航空会社 | 7 | クルーズの間—船外で |
| dd) | 手荷物 | a) | 天気 |
| 3 | クルーズの開始 | b) | 旅行コース |
| 4 | 船室 | c) | 上陸 |
| a) | 船室の大きさ (広さ) | 8 | 船舶の損傷 |

外洋クルーズ及び河川クルーズは、ますます愛好されている。毎年、新たなクルーズ船が就航している。世界のツーリズム業界にとって、船客をめぐるビジネスは十億 (ユーロ) ビジネスである。この数字は、もっぱらドイツの旅行市場について代弁している。2011年には、184万人を超える旅行者が

船上での休暇旅行を予約し、かつ外洋クルーズには平均して 1710 ユーロを、河川クルーズには 1075 ユーロを支払った。ドイツの旅行業界は、約 28 億 9000 万ユーロの売上げを手に入れた（出典：ドイツ旅行業協会 DRV, *Fakten und Zahlen zum deutschen Reisemarkt 2011*）。

船舶旅行者に対する高い前払い金の場合に、この休暇旅行態様の場合にも瑕疵又は推定上の瑕疵という事態となり、そこから旅行主催者と休暇旅行者との間の補償請求に関する多数の争いが発生することが起こらなくはない。クルーズの場合の旅行法に関するヴェルツブルグ表 *Wuerzburger Tabelle* は、当該クレーム事案の処理のために支援を提供し、かつクルーズに典型的な事例を明示している。

I はじめに

1 パック旅行

クルーズは、ドイツ民法第 651a 条以下の意味におけるパック旅行である、すなわち、旅行者（旅客）と旅行提供者との間でパック旅行契約が締結される。なるほど、旅行契約は旅行給付の全体を、すなわち、少なくとも 2 つの主たる給付の束ねを前提としており、それゆえ、運送（航空機）と宿泊（ホテル）の古典的な組み合わせを前提としているが、これはクルーズの場合には、船での運送並びに食事と娯楽 *Unterhaltung* から構成されている船上での滞在プログラムがすでに旅行パックとして評価されるべきであるから、旅客の船への自主的な到着旅行 *Eigenanreise* の場合にも、常に認められている。フェリーボートのために広告された「ミニ・クルーズ」さえも、ある港から最寄りの港への航海と並んで付加的なプログラム（船上での娯楽、目的地での地上遠足など）も旅客に提供されるから、パック旅行と性格付けをされるべきである⁽¹⁾。同様に、貨物船による周遊旅行もパック旅行である⁽²⁾。

古典的な旅行主催者が旅行者の契約相手方となるだけでなく、船会社が、そのクルーズの休暇旅行者による直接予約を可能ならしめ、したがって自ら

旅行主催者となるときには、船会社も旅行者の契約相手方となる。

2 旅客の請求権

クルーズの場合には、旅行の瑕疵につき、旅行契約法の瑕疵担保請求権並びにその他の損害賠償請求権が旅客に生じうる。その時々状況により、旅行者には、旅行代金減額（代金引き下げ）、旅行契約の解約、契約上の及び不法行為上の損害賠償請求権、失われた休暇期間に基づく損害賠償と並んで、慰謝料請求権も帰属する⁽³⁾。しかし逆にまた、旅行者は、彼が苦情を申し立てた侵害や損害事例の場合に、付加的な不愉快さ *Unannehmlichkeit*⁽⁴⁾や一般的な生活リスクの出現に関する問題であり、したがって旅行主催者は何らの責任も引き受ける必要がないとの異議申し立てを、多くの事例において甘受しなければならない。

代金減額（代金引き下げ）の算定： 客観的に旅行の瑕疵が存するときは、クルーズ代金は、民法第 651d 条第 1 項により、減額されうる。判決例では減額額の算定のための様々な試みが見られる。例えばクルーズと分離可能な付加的なホテル滞在と組み合わせられた旅行の場合には、減額額の算定に際して 2 つの旅行部分の計算上の分離が行われ、減額額の関連額として瑕疵ある旅行部分のみが引き合いに出されている⁽⁵⁾。他の方法は、クルーズの場合に当該旅行期間における侵害の日数に応じて旅行代金が引き下げられ、減額は旅行代金日額 *Tagesreisepreis* により算定され、包括旅行代金に基づいて算定されていない。

例えば地上遠足の中止のような、クルーズの個々の日々の時間的に限定できる侵害の場合には、減額額の算定についての第 2 の方法が是認された。むしろ、その際、旅行代金日額の調査に際しては、再び包括旅行代金が基礎として引き合いに出されなければならない。

旅行者は、旅行給付についての包括パックを購入し、部分的な侵害の場合には、旅行者はそれについて感情を害され又は身体的精神的な損害を被り、分離可能な旅行部分に限定することはできず、限定しようとしなから、全

体としてのこの旅行パックは価値減少を被る。最終的には、民法第 651d 条第 1 項が旅行代金から出発しており、当該部分の旅行代金から出発していないから、明文もこのやり方を支持している⁽⁸⁾。

3 旅客対応への助け

ヴェルツブルグ表は、クルーズの場合の旅行法上の諸問題と当該苦情事例の処理とを明示している。この例と並んで、ホテル施設における宿泊問題と広範に取り組んでおりかつこれらの事例をクルーズ旅行に類推適用できる、例えば「ケンプテンの旅行の瑕疵表」⁽⁹⁾、「ADAC (全ドイツ自動車クラブ) の旅行代金減額表」⁽¹⁰⁾や「フランクフルト旅行代金減額表」⁽¹¹⁾といった他の旅行法上の表も役に立つ。しかし、その際、原則として、表は常に旅客対応への助けとして考慮に入れうるということである。旅行法上の表は、裁判所も旅行主催者も拘束するものではない。旅行者のそれぞれの苦情事例は、侵害の程度、損害の推移及びとりわけ特別な旅行態様を考慮して個々の事例に則した評価を必要としている。例えば、クルーズ船での夕方のアニメーション・プログラムの中止は、ホテル滞在の場合の旅行者には施設外で娯楽の可能性を見出す、すなわち自己救済をなすことができる可能性があるから、ホテルでの当該プログラムの中止の場合に表に表示されている減額価値よりもより高い減額の程度が導かれなければならない。予約された部屋又は船室に関する問題が生じたときにも、異なる評価の必要性は明らかである。ホテル客には、例えば予約されたバルコニーのない部屋の代わりに 5 ~ 10 % の減額は正当である⁽¹²⁾。これに対して、クルーズの場合には、予約されたバルコニー付き船室は非常に高い価値を有しており、したがってバルコニーのない船室での契約違反の宿泊の場合には、減額が本質的に非常に高くなるだけでなく、この旅行の瑕疵の場合には、旅行給付の重大な侵害が存するから、民法第 651e 条第 1 項により瑕疵を理由に旅行契約の解約の可能性も存しうる。

II 表

1 クルーズの開始前

a) 旅客による旅行解除

旅行客が旅行主催者に対して旅行契約の解除の意思表示をする。

問題	事案	請求権	出典
取消料 100% (許されない)	旅行者が旅行開始の直前に彼の予約したクルーズをキャンセルした。旅行主催者は旅行代金の100%を取消料として請求し、その際、契約約款中の彼の包括取消料に依拠した。	旅行者は旅行代金の一部返済請求権を有する。100%の包括取消料により、旅行者は不相当に不利益にされる。当該条項は許されず、(取消料は) ケースバイケースで控除されるべきである。	Vgl. KG Berlin v.21.12.2010, WRP 2011, 654; LG Frankfurt/M. v.18.12.2009, WRP 2010,567f.
取消料 100% (許される)	旅行者が旅行開始の直前に彼の予約したクルーズをキャンセルした。旅行主催者は旅行代金の100%を取消料として請求し、その際、彼の契約約款中の包括取消料に依拠し、彼は顧客の解除によりいかなる節約された費用も有しないと説明できた。	旅行者は旅行代金の一部返済請求権を有しない。ただし、例外的に、旅行主催者が旅行の取消による何らの節約費用も有さないことを説明できたときには、100%の取消料は正当とされる。	AG Heilbad Heiligenstadt v. 23.5.2008, RRa 2008, 232f.
不可抗力 I	旅客は、モスクワ圏で森林・泥炭火災という事態になったため、2010年のセント・ペテルスブルクからモスクワへの河川クルーズに参加しなかった。外務省はこの地域への旅行を思いとどまるよう勧告していた。	民法第651j条第1項の不可抗力による旅行の解約に基づく旅行代金の返済請求権	AG Koeln v. 6.6.2011 - 142C 599/10 ; AG Weissenfels v. 18.5.2011, RRa 2011, 184f.
不可抗力 II	旅客は、直前に勃発したテロ行為を伴うイラク戦争を考慮して、2003年のイタリアを目的地とする地中海クルーズに参加しなかった。	不可抗力に基づく旅行契約の解約はできない。危険を考慮に入れる必要はなかったから、民法第651j条第1項の不可抗力の事例ではない。顧客は取消料を支払わなければならない。	AG Muenchen v. 17.2.2004, RRa 2004, 183f. = NJW-RR 2004, 1355f.

不可抗力Ⅲ	旅客は、直前に勃発したテロ行為を伴うイラク戦争を考慮して、2003 年の東部地中海クルーズに参加しなかった。	民法第 651j 条第 1 項の不可抗力に基づく正当な解約が問題となっているから、旅行代金の返済請求権。	LG Leipzig v. 27.4.2005, NJW-RR 2005, 995ff.
-------	--	--	--

b) 旅行解除費用保険

旅行者は旅行契約の解除の意思表示し、旅行主催者に取消料を支払わなければならない。

旅行者は旅行解除費用保険を締結していた。

問題	事案	請求権	出典
夫婦喧嘩	ある夫婦がクルーズを予約し、旅行解除費用保険を締結した。旅行の開始前に夫婦は喧嘩で不和となり、憂鬱な気分から旅行に出なかった。	何ら付保リスクに当たらないから、旅行解除費用保険に対する請求権はない。	Vgl. AG Muenchen v. 3.8.2000, RRa 2001,40
重病 (自律神経失調症)	ある旅客がクルーズを予約した。自律神経失調症のため彼は旅行を取り消した。旅行主催者は取消料を請求した。	この病気の場合、クルーズの実施は期待可能であるから、旅行解除費用保険に対する請求権はない。	AG Muenchen v.8.2.1994, RRa 1995, 215
重病 (不安状態)	2001 年 9 月 11 日のニューヨークでのテロ行為後、恐怖のため、女性旅行者が 3 週間後に出発する北アメリカ発のクルーズを取り消した。旅行主催者は取消料を請求した。	単なる不安状態は保険事例に当たらないから、旅行解除費用保険に対する請求権はない。	AG Hamburg v. 7.1.2004, RRa 2004, 469f.
重病 (腫瘍)	すでに大腸がんを患ったことがある旅客が、悪性肝臓腫瘍があると知らされた。化学療法が必要であった。彼は予約したクルーズを取り消した。旅行主催者は取消料を請求した。	新しく発見された結果は予期しない重病を意味するから、旅行解除費用保険の保険事例である。	AG Muenchen v. 11.5.2000, Vers. 2002, 312

重病 (診断書)	ある旅客がクルーズを予約した。健康上の問題のため、彼は旅行を取り消した。旅行主催者は取消料を請求した。取消の6日後に初めて旅行者は医師にかかり、診断書が出された。	旅行解除費用保険に対する請求権はない。予想しなかった重病の証明は、取消の6日後に行われた診察により裏付けられなかった。	AG Muenchen v. 23.9.2009, RRa 2011, 207
重病 (回復への希望 I)	80才の旅客は重い病気にかかっていた。家庭医は、「彼は病気の扱いになれているから恐らく予約したクルーズに参加できるであろう」との考えであった。さしあたり、旅客は取消しをせずに待機した。回復がみられなかったため後に初めて、旅行が取り消された。	旅行解除費用保険は給付をする必要がない。重い病気を知っているにもかかわらず、クルーズの遅い取消は、客観的に遅滞なく旅行を取消す義務 <i>Obliegenheit</i> の違反を意味する。	AG Muenchen v. 26.7.2007, Vers. 2008, 965f.
重病 (回復への希望 II)	75才の旅行者は心臓問題で入院した。長距離フライトと組み合わされた、インド発の予約されたクルーズは、1か月後に出発する予定であった。旅行者はまず待機したが、旅行開始の直前に初めて取り消した。	旅行解除費用保険は給付をする必要がない。被保険者が(遅くとも)病院に入院した時に旅行予約を取り消さなかったときは、被保険者は保険契約から彼に生ずる義務に重過失で違反している。	AG Koblenz v. 21.3.1997, RRa 1998, 10f.
重病 (回復への希望 III)	旅行者は椎間板ヘルニアにかかっていた。彼は予約された河川クルーズに参加しなかった。彼は、クルーズにはなお参加できると信じていたので、停泊期間 <i>Wartezeit</i> 後に初めて取り消した。取消後は、旅行主催者へ取消料を支払わねばならなかった。	旅行解除費用保険は旅行不能の時点で生じた取消料を賠償しなければならない。保険は、遅滞した取消のために生じた増加費用を補償する必要はない。	AG Koeln v. 30.1.2007, RuS 2007, 251

重病 (再発)	ある夫婦がクルーズを予約した。妻が入院した。軽快した後に彼女の病状は悪化し、旅行不能が生じた。夫婦は旅行を取り消した。旅行主催者は取消料を請求した。旅行解除費用保険は、病院への入院の時点で発生した取消料のみを引き受けた。	保険に対するその他の請求権はない。入院が命じられ、重病の疑いが問題となったにもかかわらず、旅行が取り消されなかったときは、遅滞なく旅行の取消をなすべき義務の違反がある。	AG Hamburg v. 28.9.2004, RuS 2005, 294f.
重病 (血栓症の危険)	ある女性旅行客がアジア・クルーズを予約した。旅行契約中で長距離フライトによる船への到着旅行が締結された。彼女の場合には激しい静脈瘤の痛みが生じ、飛行機上では高い血栓症の危険を招く。旅行は取り消された。旅行主催者は取消料を請求した。	病気がすでに前もって知られていたが、なお深刻さはなかったときでも、旅行解除費用保険は、取消料を引き受けなければならない。既に知られていた静脈瘤にもかかわらず、医師の判断によれば長距離フライトの実施に対する懸念もなかったときは、血栓症の危険の発生を考慮に入れることは、医学の素人には要求され得ない。	AG Arensberg v. 8.9.2011, Vers. 2012, 618f.
旅行中止	旅客は旅行解除費用保険を締結し、プログラム第 1 部 Vorprogramm (諸都市探訪) を有するクルーズに参加した。旅客は、旅行参加後に、本来の船旅の開始以前に、病気のため旅行を中止せざるを得なくなった。旅行主催者は取消料を請求した。	旅行中止が付保されていないときには、旅行解除費用保険に対する請求権はない。旅行契約の契約要素たる最初の旅行部分は既に開始されている。	AG Bonn v. 30.6.1998, RRa 1999, 62f.

c) 給付の変更等

問題	事案	請求権	出典
喫煙禁止	旅行の予約後に、予約したクルーズ船で、旅行中の船室での一般的な喫煙禁止が導入された。	旅行契約の無償での解除が可能。旅行給付 (許された喫煙) の重要な変更が存する。	OLG Rostock v. 27.10.2008, MDR 2009, 620 = RRa 2009, 49ff.

映画撮影	クルーズの予約後に、旅行中、船上で大規模な映画撮影が行われると、旅行客に知らされた。	旅行契約の無償での解除が可能。	LG Luebeck v. 10.3.2000, RRa 2000, 133f.
船室の変更	予約し確認された外側船室に代えて、旅客は内側船室のみを使用することになったと通知された。	民法第 651e 条による契約の解約は可能。さらに場合によっては、民法第 651f 条第 1 項 (不履行に基づく損害賠償)、第 2 項 (無駄に費消した休暇期間を理由とした相当な金銭賠償) による損害賠償も可能。	Vgl. 宿泊の期待不能な変更: AG Hannover v. 21.4.2005, RRa 2005, 170f (ホテルの変更)。; LG Muenchen v. 28.3.2001, NJW-RR 2002, 268f, = RRa 2001, 138f. (ホテルの変更)。
船の変更 I	クルーズの開始前に、旅行は予約された船ではなく、同等の価値の代わりに船で行われると、旅客は通知された。旅行者は異議なく旅行に参加した。	代金減額なし。船の変更についての結論の定まった konkludent 同意が存した。	AG Ludwigsburg v. 10.12.1997, RRa 1998, 67
船の変更 II	約束されたナイル河クルーズ船は使用できず、代わりに船が提供された。船が同等の価値があることを旅行主催者は証明できなかった。	代金減額 10 %	AG Duesseldorf v. 21.8.2001, NJW 2002, 562f. = RRa 2002, 188
船の変更 III	約束された外洋クルーズ船は使用できず、同等でない船が提供された。	代金減額 20 %	LG Frankfurt/M. v. 10.7.1997, Ra 1997, 218f.
船の変更 IV	約束されたナイル河クルーズ船が変更された。旅客は快適さと設備において劣っているより小さなより古い船で宿泊させられた。	代金減額 40 %	AG Duesseldorf v. 12.3.1992, RRa 1994, 105
船の変更 V (船種)	クルーズが、エンジン帆船に代えて、マストも帆もないエンジン船で行われた。	代金減額 15 %	AG Hamburg v. 16.5.2000, RRa 2001, 35f.

船の変更VI (ターゲット・グループ)	25才までの若者のために構想された予約した船に代えて、75才以上の客達に好まれた船に旅客は予約変更された。	旅行の瑕疵に基づく民法第651e条第1項による代金減額又は解約。民法第651f条第1項、第2項による損害賠償。	Vgl. LG Frankfurt /M. v. 22.7.2004, Ra 2005, 166f.
ルートの変更I	貨物船旅行の旅行者は、旅行の開始前に大きなルート変更があることを知らされた。	無償での旅行契約の解除。旅行代金は返済されなければならない。	AG Hamburg - Altona v. 16.5.2006, RRa 2006, 221ff.
ルートの変更II	クルーズの開始前に、旅行主催者は、安全保障上の状況から約束された目的地には寄港できないと通知した。	代金減額 10 %	AG Duesseldorf v. 21.8.2001, NJW 2002, 562f. = RRa 2002, 188
旅行時間の変更I	ある旅行グループは、予約した地中海クルーズの開始前に、船が修理のためなお造船所にいるため、旅行開始は延期される旨の情報提供を受けた。	民法第651e条による旅行の瑕疵に基づく旅行契約の解約。民法第651f条第1項、第2項による損害賠償。	V g l . L G Muenchen I v. 25.4.1995, NJW-RR 1995, 1522f. = RRa 1996, 139
旅行時間の変更II	ある旅客が14日間のクルーズを予約した。確認書には8日間のクルーズが確認されている。旅客は異議なく旅行代金を支払い、後に旅行期間の変更に気がついた。彼は旅行の取消を意思表示した。	内容錯誤に基づく契約の取消は可能であるから、民法第812条第1項第2文による旅行代金の返済請求。取消期間は旅行書類のチェック時点から開始する。	AG Muenchen v. 12.9.2006, RRa 2007, 177f.
クルーズの中止	旅行主催者が、予約されたクルーズは行われないとして翌年の新しい期間を提供すると通知した。	旅行代金および利用されなかった費用の返済請求権。付加的に、民法第651f条第2項による失われた旅行の喜びに基づく旅行代金の50%の額での損害賠償。	LG Frankfurt /M. v. 29.10.2009, RRa 2010, 79ff.
消極的な評価	旅行者が、契約締結後に、予約したクルーズ船に関する消極的な評価をインターネットで読み、旅行契約を解約した。	インターネットでの悪い評価によって旅行契約を解約することはできないから、旅行代金の返済請求権はない。	Vgl. AG Bremen v. 30.6.2011, NJW 2011, 3726ff. = RRa 2012, 158 (ホテル)

d) 入国規定

問題	事案	請求権	出典
入国規定に関する情報提供 I (ビザ)	EU市民でない旅客に、彼がビザを持っていないことを理由に、ドミニカ共和国にある出発港への入国が拒否された。旅行主催者は旅行前に彼に適用される入国規定に関して情報提供をしていなかった。	旅行代金の返済請求権なし。ドイツで自身の旅行を提供している旅行主催者は、ドイツで旅行を予約する外国人に対して、当該外国籍のための入国規定について情報提供する義務を負わない。	AG Bad Homburg v. 18.11.1997, RRa 1998,206 = NJW-RR 1998,923f.
入国規定に関する情報提供 II (協力義務)	ある旅行者が、彼のパスポートがあと3か月しか有効でないため、旅行に参加できなかった。彼は旅行主催者から書面で入国規定について情報を提供されたが、十分注意を払わなかった。	旅行主催者に対する請求権なし。予約必要書類を通読し検討することが旅行者に期待されうる。	LG Frankfurt/M. v. 19.2.2009, RRa 2009, 98ff. = NJW-RR 2009, 346ff.
入国規定に関する情報提供 III (変更)	クルーズの予約後に、出発港の国における入国規定が変更された。ある旅客にビザがなかったため、船へ向かうフライトは拒否された。旅客はビザの入手後に代りの航空便を予約し、このため付加的な費用を支払った。	旅行主催者に対する賠償請求権なし。旅行主催者は、旅行の予約の際に入国規定について情報提供しなければならない。これに対して、契約締結後の(あるいはあるかもしれない)変更された入国規定に関する旅行主催者の情報提供義務は、民法による情報提供義務に関する命令中にもなく、また締結された旅行契約からも根拠づけられていない。	OLG Rostock v. 7.8.2008, RRa 2009, 98ff. = NJW-RR 2009, 346ff.
入国規定に関する間違っただ情報提供 IV	ある旅行者が旅行主催者から入国規定について間違っただ又は不十分に情報提供され、クルーズに参加できなかった。	民法第 651e 条第 1 項による旅行契約の解約。旅行代金の返済請求権。その上、無駄になった費用(民法第 651f 条第 1 項)及び無駄に費消した休暇期間(民法第 651f 条第 2 項)に基づく損害賠償請求権。	Vgl. LG Frankfurt /M. v. 30.4.2009, RRa 2009, 221ff. (バス旅行)

2 クルーズ船への到着旅行／クルーズ船からの帰路旅行

クルーズ船への到着旅行／クルーズ船からの帰路旅行がパック旅行契約の構成要素となっている限り、瑕疵の場合、瑕疵担保請求権が発生しうる。

a) バス

問題	事案	請求権	出典
バス移送が遅延	空港からクルーズ船へのバス移送が4・5時間の待ち時間の後に開始される。	旅行代金の日額相当分の50%減額	AGHamburg v. 30.3.2004, RRa 2004, 182
バス移送の欠如	クルーズのための連絡バスが合意された停留所から出発しなかった。旅客は船の出航に乗り遅れた。	民法第651e条第1項による旅行契約の解約。旅行代金全額が返済されなければならない。	AG Frankfurt/M. v. 18.11.1994, RRa 1995, 73f. = NJW-RR 1995, 694f.
降車時の転落	バス移送により旅客はクルーズ船に運ばれた。船を前にしてバスからの降車時に旅客が敷居につまずき駐車場に転落し、負傷した。	旅行主催者に対する請求権なし。転落の場合には一般的な生活リスクが存する。	AG Rostock v. 11.8.2010, RRa 2011, 55

b) 航空便

a) 遅延／中止 (キャンセル)

問題	事案	請求権	出典
4時間までの飛行機遅延	4時間以下の飛行機の出発遅延。船には間に合った。	代金減額0%	Vgl. AG Hamburg v.29.2010, RRa 2011, 125; LG Frankfurt/M. v. 27.1.2009, RRa 2009, 72ff.
4時間以上の飛行機遅延	10時間の飛行機の出発遅延。船には間に合った。	5時間以上の待ち時間に旅行代金日額相当分の5%	AG Rostock v. 4.4.2012, RRa 2012, 138ff.
多時間にわたる飛行機変更 I	記載されていた飛行時間は6・5時間延期された。船には間に合った。	減額0%	Vgl. AG Bad Homburg v. 5.4.2010, RRa 2002, 182; AG Hannover v. 27.2002, RRa 2002, 227 (帰路航空機は9・5時間早まった)

多時間にわたる飛行変更Ⅱ	クルーズの目的港からの帰路航空便が23時55分から13時に早まった。飛行時刻は変更留保されていた。	減額0%	AG Rostock v. 21.3.2012, RRa 2012, 240ff.
夜間の飛行延期	日中に代えて夜間での10・5時間の往路飛行機の延期。船には間に合った。	旅行代金日額相当分の50%減額	Vgl. AG Duesseldorf v. 5.6.1997, RRa 1997, 226f.
結果を伴う遅延Ⅰ	クルーズの出発港への連絡用飛行機が遅れて、旅客が船の出航に乗り遅れた。1日後に次の港でクルーズ船に達することは可能である。	重大な旅行の瑕疵が存在しないから、民法第651e条第1項による旅行契約の解約は認められない。しかし、代金減額は可能である。	LG Frankfurt/M. v. 2.11. 2006, RRa 2008, 22ff.
結果を伴う遅延Ⅱ	激しい雪のため出発港への連絡用飛行機が取りやめになった。3日遅れて旅客は他の港で乗船した。	遅れは旅行主催者の過失によるものではないから、失われた休暇旅行の喜びに基づく損害賠償なし。	AG Rostock v. 3.11.2010, RRa 2012, 72f.
帰路旅行の遅延	クルーズの終了後に航空空域通行禁止(火山灰雲)のために旅客が港湾都市から合意された目的空港への帰路飛行ができなかった。バス移送により旅客は3日遅れて目的地に到着した。	最後の休曜日につき代金日額相当部分の100%の減額。遅延した帰路旅行は不可抗力によるものであるから、その他の損害賠償なし。	AG Rostock v. 4.2.2011, RRa 2011, 74f. = VuR 2011, 229f.
不都合な行動による搭乗拒否	旅行者は船へのフライトを始めようとしたが、酒に酔っ払って飛行場にやってきた。航空会社は搭乗を拒否した。	旅行主催者に対する減額請求権も損害賠償請求権もない。	AG Rostock v. 9.4.2010, RRa 2010, 184ff.

bb) 飛行ルート

問題	事案	請求権	出典
飛行目的地の変更	出発港への往路飛行において目的地空港が変更された。接続して10時間のバス移送が行われ、船に間に合った。	旅行代金の日額相当分の100%	Vgl. AG Hamburg-Altona v. 5.2. 2001, RRa 2001, 104 (帰路旅行でのバス移送)

途中着陸Ⅰ	直行便が予約されたのに途中着陸が行われた。	減額 0 %	AG Hamburg-Altona v. 10.3.2004, RRa 2004, 123ff. ; LG Duesseldorf v. 5.12.2003, RRa 2004, 67ff. ; AG Wuerzburg.12.3.1997, RRa 1998, 81
途中着陸Ⅱ	ノンストップ便が予約されたのに、技術的欠陥のため途中着陸が行われた。	減額 0 %	AG Frankfurt/M. v. 5.7.2001, RRa 2001, 209f.
途中着陸Ⅲ	旅行確認書に反して途中着陸が行われること、及び飛行時間が 2 時間延長されることが、旅行開始前に通知された。旅行者は、この変更を理由に旅行に参加しなかった。	民法第 651e 条による旅行の瑕疵に基づく解約はできない。旅行主催者は解約料を請求できる。	LG Frankfurt/M. v. 20.1.2005, RRa 2005, 167
途中着陸Ⅳ	フランクフルト / M から出発港のバンコックへのノンストップ便が予約された。ドバイで途中着陸が行われ、飛行時間が約 4.5 時間延長された。	旅行代金の日額相当分の 10 %	AG Rostock v. 18.3.2011, RRa 2011, 123f.
間違っ た空港	旅行主催者が顧客に出発港につき不十分な情報しか提供しなかった。顧客は間違っ た空港に行った。にもか かわらず、クルーズ船に間 に合わせるため顧客は代替 飛行便を予約した。	代金減額は可能、増加費用すなわち航空便費用、間違っ た空港への運送費用に関 する損害賠償も可能。	AG Rostock v. 23.4.2010, RRa 2010, 265f.

cc) 航空会社

問題	事案	請求権	出典
航空会社の変更Ⅰ	フライトで予定されていた航空会社に変更された。変更は留保されていた。	旅行代金減額 0 %	AG Bad Homburg v. 14.4.1999, RRa 2000, 13f.

航空会社の変更Ⅱ	フライトで予定されていた航空会社に変更された。特定の航空会社が保証されていた。	旅行代金の日額相当分の5%減額	AG Hamburg v. 4.3.2004, RRa 2004, 122f.
航空会社の変更Ⅲ	旅行者はドイツの航空会社の飛行機で飛ぶことを明示していた。約束に反して外国航空会社のフライトが行われた。	旅行代金の日額相当分の5%減額	AG Bonn v. 13.1.1997, RRa 1997, 197
航空会社の変更Ⅳ	クルーズの出発港へのフライトのために約定された航空会社に変更された。旅客は機内サービスの品質の瑕疵にクレームを申し立てた。	旅行代金の日額相当分の5%減額	AG Rostock v. 3.11.2010, RRa 2011, 72f.

dd) 手荷物

問題	事案	請求権	出典
初日に手荷物紛失	託送された航空手荷物は1日後に船に到着。	旅行代金の日額相当分の40%減額	LG Frankfurt/M. v. 20.12.1993, N J W - R R 1994, 309f. = RRa 1994, 85
手荷物が4日遅れて到着	託送された航空手荷物は4日後に船に到着。	当該休暇旅行日につき旅行代金の日額相当分の25%～30%減額。 代替品(例えば衛生用品)購入につき損害賠償。	Vgl. AG Frankfurt/M., NJW-RR 2001, 639 = RRa 2001, 145 (25%、アフリカ周遊旅行); AG Frankfurt/M. v. 29.5.2001, RRa 2002, 22f. (30%、ホテル滞在)
手荷物が8日遅れて到着	南極クルーズで託送された航空手荷物は8日後に船に到着。客はとりあえず応急購入した。	当該休暇旅行日につき旅行代金の日額相当分の50%減額。さらに、失われた休暇旅行の喜びに基づく損害賠償	LG Frankfurt/M. v. 5.6.2007, RRa 2007, 269f.
手荷物紛失	託送された航空手荷物は見つからず、その後船に到着したかどうかは不明。	民法第651e条第1項による契約の解約は可能。第651f条第1項、第2項による損害賠償。	Vgl. LG Hannover v. 19.4.1985, NJW 1985, 2903f.

3 クルーズの開始

問題	事案	請求権	出典
乗船での待ち時間	乗船手続きにほぼ4時間の待ち時間がかかった。	これは大衆観光旅行時代には無補償で甘受されなければならないから、代金減額なし。	Vgl. AG Duisburg v. 84.2003, RRa 2003, 121 (ホテル)
船への出入りができない	もっぱら車イスに頼らざるを得ない旅客には、河川クルーズへの出入りは、隣接する船を経由してのみ可能であり、そのさい、18段の階段が克服されなければならない。旅客の重度の歩行困難は、旅行予約の際に旅行主催者には知られていた。	旅行の瑕疵に基づく旅行契約の解約は可能。旅行主催者は旅行代金を返済し、かつ付加的に民法第651f条による損害賠償を給付しなければならない。	OLG Hamm v. 21.10.2011-7 U 69/11
くじ引きによる船室の決定	河川クルーズでは特定の船室は保証されず、船室は船上でのくじ引きで決定された。	減額なし。船室の位置についての約定は行われぬ。	AG Hamburg v. 10.3.2004, RRa 2004, 123ff.
出発遅延 I	修理のため、クルーズ船は港に留まり、14日間のクルーズの出発が2・5日遅れた。このため、時間不足から10港のうち3港への寄港が省略された。	3日間につき旅行代金の日額相当分の80%減額	AG Erkelenz v. 27.1.2004, RRa 2004, 71f.
出発遅延 II	修理のため、18日間のクルーズの出発が1日遅れ、このため、2港への寄港が省略された。	代金減額30%。重大な侵害は存在しなかったから、旅行契約の解約はできない。	AG Bonn v. 25.6.1998, RRa 1999, 87f.
帆走なし	天候が帆走を許していたのに、予約した帆走がエンジンによって行われた。	代金減額70%及び失われた休暇旅行の喜びに基づく損害賠償	LG Hannover v. 30.9.1998, RRa 1999, 207 = NJW-RR 1999, 1004f.

4 船室

a) 船室の大きさ (広さ)

問題	事案	請求権	出典
2人で4ベット付きの船室	休暇旅行夫婦が2ベット船室に代えて4ベット船室を与えられた。	旅行代金の減額なし。2つの追加ベットの存在は侵害ではない。	AG Koenigstein v. 8.5.1996, RRa 1996,150f.
狭い4ベット船室	4ベット船室の広さに関する具体的な取り決めがなく、ある家族に9平方メートルの船室が割り当てられた。	取り決めがなくても9平方メートルは狭すぎるから、7.5%の代金減額。	AG Muenchen v. 20.4.1989, MDR 1990, 52 = NJW-RR 1989, 1528

b) 船室の設備

aa) 設備の欠如

問題	事案	請求権	出典
テレビ	船室に約束されたテレビがない。	5%の代金減額。	Vgl. LG Frankfurt /M., v.19.10.1992, NJW-RR 1993, 61f (ホテルの部屋)
ドイツ番組のないテレビ I	イタリアのクルーズ船の船室では、約束通りテレビはあったが、ドイツの番組が見られなかった。	ドイツの番組が約束されていないときは、代金減額なし。	AG Muenchen v. 27.4. 2001, RRa 2002, 25f.
ドイツ番組のないテレビ II	旅客の船室にはテレビはあったが、約束に反して多くのドイツ番組を受信できなかった。	2.5%の代金減額	Vgl. AG Duisburg v. 6.3.2007 - 49 C 5703/06 (ホテルの部屋)
障害者に対応した船室	船室は約束とは異なり車イスに対応しておらず、車イス利用者は居住に苦労した。	車イス利用者について50%の代金減額、付添人について30%の代金減額。	AG Bonn v. 12.12. 1996, NJW-RR 1997, 1342f = RRa 1998, 85
短いソファベッド	3ベット船室で、第3のベットが短すぎるソファベッドであった。	35%の代金減額。	AG Offenbach/M v. 31.1.2001, RRa 2001, 97
音楽設備	船室に約束された音楽設備がなかった。	5%の代金減額。	Vgl. AG Kleve v. 18.12.1997, RRa 1998, 104 (ホテルの部屋)

エアコン	船室に約束されたエアコンがなかった。	25 %の代金減額。	AG Koenigstein v. 8.5.1996, RRa 1996, 150f.
シャワー / WC	WCに約束されたWC付きのシャワーが船室になかった。	15 %の代金減額。	AG Koenigstein v. 8.5.1996, RRa 1996, 150f.
ミニバー	船室に約束されたミニバーがなかった。	5 %の代金減額。	Vgl AG Kleve v. 18.12.1997, RRa 1998, 104 (ホテルの部屋)
ベッドカバー	スクナー型帆船で、旅客はベッドカバーではなく、組み合わされたフランネルカバーを受け取った。	5 %の代金減額。	AG Koenigstein v. 8.5.1996, RRa 1996, 150f.

bb) 瑕疵ある設備

問題	事案	請求権	出典
トイレ	船室のトイレに欠陥があり、あふれた。即時に修繕が行われた。	純粹の不愉快 (Unannehmlichkeit) だから、旅行主催者に対する瑕疵担保請求権はない。	AG Rostock v. 4.4.2012, RRa 2012, 138ff.
エアコン	熱帯及び亜熱帯地域を巡る旅行代金約2万5千ユーロの高価なクルーズである船室のエアコンが不十分にしか機能しなかった。エアコンは個別に調整できるものであったが、当該装置のみが悪かった。	1500ユーロの代金減額	OLG Koblenz v. 13.6.2012, MDR 2012, 894f. - RRa 2012, 175ff. - NJW-RR 2012, 1082ff.
温水	船室でのシャワーの際に温水が出なかった。	該当日につき旅行代金の日額相当分の5%の代金減額	Vgl. AG Bielefeld v. 9.7.2001, RRa 2001, 208f. (ホテルの部屋)

C) 船室からの眺望

問題	事案	請求権	出典
港で	港ではクルーズ船が相並んで停泊し、外側船室からもはや広い眺望が得られなかった。	代金減額なし。河川クルーズでは、港や停泊地で船は相並んで停泊するのが普通である。	LG Frankfurt/M. v. 24.6.1999 - 2/24 S 302/98
外側船室にもかかわらず海の眺望なし	外側船室が予約されたにもかかわらず、旅客はその船室から海の広い眺望が得られなかった。船室は後方に向けられており、旅客は船室から船の外壁を眺めるだけだった。	15%の旅行代金減額。外側船室を予約する者は、海の広い眺望を求める権利あり。制限は旅行書類で指摘されなければならない。	AG Stuttgart-Bad Cannstatt v. 5.1.1996, RRa 1996, 56f.
制限された海の眺望 I	旅客は格安の外側船室を予約したが、船室の選択は主催者に委ねられた。彼の船室の丸窓からの眺望は、丸窓の内窓と外窓との間にパイプが走っていたため、制限されていた。	詳細に記述されていない格安な外側船室の場合には、眺望障害は覚悟されなければならないから、旅行代金の減額なし。	AG Rostock v. 21.3.2012, RRa 2012, 240ff.
制限された海の眺望 II	海の広い眺望を持つ予約された外側船室はカタログ中の写真により応募された。実際は、眺望は鉄の手すり <i>Stahlbruestung</i> の方を向いていた。バルコニーからのみ開けた海の眺望が見られた。	5%の代金減額。写真の描写は保証された性質を意味する。	AG Rostock v. 12.9.2008, RRa 2009, 102f.

5 船の設備

問題	事案	請求権	出典
あまりに少ないデッキチェア	デッキに旅客各人のためのデッキチェアがなかった。	代金減額なし。デッキで全旅客がデッキチェアを利用できることは期待されていない。	AG Duesseldorf-21 C 15471/00, NJW-RR 2002, 562f. = RRA, 2002, 188

<p>障害者 に対応 した船</p>	<p>障害者に対応していると記述された船が車イスについては問題を有していた。</p>	<p>代金減額なし。障害者に対応しているとは、船が一般に車イス利用者のために適合していることを必ずしも意味するものではない。</p>	<p>AG Offenbach/ M. v.21.6.1995 - 31 C 671/95, RRa 1996, 242f. (LG Darmstadt v. 21.12. 1995 - 6 S 354/95. により確認された)</p>
<p>プールの 利用 不能</p>	<p>約束されたデッキのプールに水が満たされていなかった。</p>	<p>5%の代金減額</p>	<p>AG Muenchen v. 27.4.2001, RRa 2002, 25f.</p>